

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一の見解ではありません。

安全保障環境の激変に対応する日本の戦略指針に関する一考察

研究班 矢野 一 樹

1 はじめに

本年6月、米国トランプ大統領は「日米安全保障条約は不平等」として、非公式ながらも「日米安保条約を廃棄」する可能性にまで言及した。これに対し、日本政府及び関係者は「公式発表ではない」「日本は米国に基地提供しており、このメリットだけでも応分の負担である。」等の単なる自己弁護的な発言に終始し、ほとんど真剣に取り合うべき価値もないとの姿勢である。この米国最高指導者（指揮官）の発言の本意は何処にあるのか真剣に検討されているのか？検討がなされていないとすれば、これは明らかに危険である。米国は過去数十年の不十分な日本の貢献に明白な不満があると考えるのが至当である。昨今の極東情勢の劇的な変化に鑑みれば、現在の日本の戦略的な姿勢は抜本的に改める必要があると考える。日本政府は日米相互の最高指導者の親密性さえ保てれば、日米体制は安心であると考えている節があるが、この米側の一連の発言は明らかに、その思惑とは異なる。日本はトランプ政権発足以来、その政策に従順に反応してきたと考えているが、何か根本的な認識、思考にかい離が生じているのではないか。

なるほど、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（以下、新中期防）においては米国製品を購入できる限り購入したが、このような米国に経済的な利益を与えさえすれば満足するとの千篇一律の商人的発想のみでいいのか？米国が我が国に求めている防衛努力はそれだけではないのではないか？米国の要求に応じて防衛

費を大幅に増額、実質的な戦力強化に着手したか？否、従来と大差ない予算を米兵器に費やただけであり、本質的な防衛力強化には程遠い状態である。後述するが、このため深刻な影響が自衛隊、国内防衛産業に降りかかっている。

なるほど、米国大統領と我が国の首相は親密な関係を構築した。然しながら、米国が敵対関係と位置付けた中国に対しても一帯一路に協力する？ロシアには平和条約と2島返還を打診されただけで舞い上がり大騒ぎ、挙句の果て、あっさり袖にされる。イラン？米国とどのような調整のうえ、首相が訪問したかは承知する立場にないが、訪問中に我が国のタンカーが襲撃を受けても、政府は「石油輸入に今すぐ支障があるわけではない」と言及したのみ。誰の仕業か調査は実施するのか？（今後の対外政策の方向性決定上必須と思料）便宜置籍船とはいえ日本の企業が運営しており、共同調査は可能なものとする。（イラン・米国どちらのサイドが実施したにせよ、双方とも日本は何も出来ない、何もしないと踏んで軽視していることは事実）しかも、沈没に値する被害でないのに外国船員が逃げても（従来から、外国人のみに生命線たる海上輸送を任せて良いのか疑問視されていた筈。当該外国人からすれば、理の当然）何の対策もなし。米国から有志連合を提唱されるまでタンカーの護衛など全く考慮外の有様である。（提唱されても極めて消極的に検討中、これに対し、英国は自国タンカーの脅威に迅速に反応、即刻、軍艦を派出）「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下、新大綱）に掲げた「海上交通及び航空交通の安全を確保することが我が国の平和と繁栄の基礎」とは掛け声だけか？誰が日本の生命線たるタンカー（輸入原油の80%以上がホルムズ海峡を通過）を守るのか？・・・米国でしょ？（2018年の米国の原油産出量は世界第1位、米国におけるホルムズ海峡の重要性は低下の一途）これら一連の事態は、我が国が国家の危機に対して全く自主的、能動的な対応が出来ていない異常な状態にあるとともに、確固とした国家戦略が不在のため、他国からの揺さぶりに対して極めて不安定な状態にあることを如実に示している。

この有様を見れば、米国が激怒するのは当たり前である。米国は、明らかに日本の日和見的な危機感のない態度に苛立っているのである。イソップの寓話を待つまでもなく、日和見主義者が、ろくな結末を招かないことは歴史が証明している。「天下分け目の関が原」においても、日和見（or 裏切り）したものは徳川に味方した者でも排斥された。逆に敵でも、相応の兵力（防衛力）を保有するものは存続を許されている。日本は、このままで本当にいいのか？先の一連のトランプ発言は正に「旗幟を明らかにして、共に戦え」との現在の「問鉄砲」ではないのか？

これに対応するためには、早急に日本の防衛政策における矛盾点を解消し、同盟国との正常な軍事的共同が平戦時にかかわらず実施可能な体制を構築する必要がある。

以下、この観点から現在の日本の安全保障上の問題点と極東における安全保障環境下に日本の採るべき方策について考察を進めてゆく。

2 安全保障上の問題点と対応策

(1) 日本国憲法

現在、多くの護憲論者が「戦後 70 年間、日本の平和が保たれたのは憲法 9 条があったからこそ」と主張しているが、全く異なる。

周知のとおり、日本国政府は、憲法発足当初は「憲法上の如何なる戦力も保持も出来ない」としていたが、1950 年代の冷戦の激化を受けて「日本は武力によらざる自衛権をもつ」として日米安全保障条約を締結、1954 年には「国土を防衛する手段として武力を行使することは憲法違反ではない」と、時の内閣が憲法解釈を変更して自衛隊を創設した。当時も、この憲法解釈の変更が日本に戦争の道を歩ませるものとして激烈な反対があったが、結果として現実的な対応として生まれた「日米安全保障体制」と「自衛隊」が日本の戦争抑止力として今日までの平和を維持してきたことに国民の大半は意見を異にしないと考える。ある著名な野党政治家は「この二つに加えて憲法だ」などと詭弁を弄していたが、そもそも彼らの憲法解釈では「自衛隊」すら創設できなかった訳である。これら歴史的事実を鑑みれば、「憲法第 9 条は日本の安全保障に重大な支障をきたしている」と解釈するほうが正鵠を得ているものと考ええる。

戦後の我が国の防衛論議を振り返れば、今に至るまで全く不毛な憲法論議（神学論争）に明け暮れ、その時その場での場当たりの政治的対応（例えば「戦力の定義」「武力行使の一体化」等）が、国家の正常な防衛力の構築を妨げ、本質的な安全保障戦略論議はほとんど顧みられず、極東情勢が極めて緊迫した今日においても、これにほとんど対応できていない（即応できない）危険な事態を創出している。この千篇一律の論議を多くの政治家は良しとして、正常な防衛論議に蓋をかぶせ、対外的にも国内的に変更可能な国内法を「何も出来ない」ための言い訳の根拠として利用してきた。我が国周辺安全保障環境が激変した今日、最早、そのような論議は通用しない。中国を明白に敵と規定した米国は日本のこの態度に飽き飽きしている筈であり、現在の怒りの一端は、明らかに、この日本の姿勢に起因している。

現安倍政権は繰り返し、「国際協調主義」に基づく「積極的平和主義」を進める

と明言している。このためには、国際法と国内法の二元的な乖離を是正し、思考基準を国際的な基準と整合させることが必須となる。然しながら、同政権の「改憲4項目」はいずれも重要であることは認めるものの、現在の我が国の安全保障環境に対応した日本の国防に対する姿勢を抜本的に改めるには程遠い。特に、防衛力に関しては、「9条の2」を新設して、「前条の規定（9条1項、2項）は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として……内閣総理大臣を最高監督者とする自衛隊を保持する。」と一見、自衛権の行使が自由に実施できるとの解釈が成り立つ文面となっている。しかしながら、この「9条の2」には「現行の9条の解釈を維持した上で」との注釈がついており、軍隊ではない（だから最高監督者？指揮権（強制力）は無い？）自衛隊の存在を明記、固定してしまう内容となっている。これでは、いつまでたっても前述した軍事組織としての常識外の根本問題が解決されず、正常な国防力の構築はおろか我が国の安全保障上の危機に対して自主的・能動的な対応も困難な状態が継続する。また、最も肝心なことであるが、いつ改憲が成立するのか全く五里霧中な状態である。当然ながら、極東の安全保障環境の変化は、我が国の都合などお構いなく進行している。筆者も日本人として改憲に伴う困難性は十分承知しているが、事は迅速性を問われているのではないのか？

現政権は「憲法改正」と、これに伴う「自衛隊の国軍化」を提唱して政権に返り咲いたはずであり、今までの法案整備を通じて、最早、我が国の憲法が現在の国際情勢・安全保障環境に対応するには限界に達していることがはっきりと認識できているはずである。憲法改正が困難であれば、当面の措置として今まで否定してきた「芦田修正論」を受け入れ、憲法と自衛権の為の戦力との関係を切り離すことも一計と考える。

「芦田修正」とは、端的に述べれば、憲法成立の審議過程で9条2項の冒頭に「前項の目的を達するため」の修正を加えたことを指す。これにより、前項の「国際紛争を解決する手段として」の戦争、つまり、侵略戦争を行う戦力、交戦権は放棄したものの自衛のための戦力、交戦権は放棄していないとの解釈が成立する。同修正の解釈には様々な経緯があり、現政権を含む歴代政権が、この解釈を取り入れなかったことは承知している。（昭和21年帝国議会（占領下）において芦田氏自身が戦争行為を全面否定、昭和32年（独立下）の憲法調査会では自衛戦力の保持を肯定した矛盾を内包）しかしながら、この条文の表現に鑑みれば、自衛の為の戦力を保

持できるとの法的解釈には全く無理がなく、現に先の「平和安全法制」制定に先立ち設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」における報告書においても、「9条2項は自衛や国際貢献のための実力の保持は禁止していない」との結論を得ている。(報告書を受けた安倍首相は報告内容の「芦田修正論」的な考え方は採用しないと公言) また、何より、この芦田修正を受けてGHQが第66条第2項(内閣総理大臣及び国務大臣は文民でなくてはならない=軍隊が無ければ無用の規定)の挿入を要請したことに鑑みれば、同修正は対外的にも自衛のための戦力(軍隊)の保持の明白な根拠となるものと認められたことは紛れもない事実である。

日本の歴代政府がどのように考えていようが、日本は既に戦力を保持している。つまり、憲法9条2項など空洞化しているのである。これを無理やりの憲法解釈で、戦力足らしめていないことに問題がある。極東の安全保障環境は日本に効率的な軍隊(戦力)の必要性を強要している状態にあり、同盟国たる米国はそれを希求している。前述したとおり、理の当然ながら米国は自国のタンカーは自国で守れと言っている。これを重要影響事態以下の警察権で他の国家の軍隊(平時の自衛権を保有)と共同連携(他国のタンカーも護衛する可能性大)して、狂信的な国家及び軍隊(当然、軍艦・軍用機には警察権は適用除外)から防護できるのか? 早急な憲法解釈の根本的な変更とこれによる現実的な対応が求められているものと思料する。

(2) 国家安全保障戦略

2013年12月(平成25年)、1957年に制定された「国防の基本方針」に替り、我が国初の「国家安全保障戦略」(以下、25安保戦略)が策定された。「国防の基本方針」策定以来、実に57年に亘り、何の戦略もなく日本の国家安全保障政策が推進されてきたことは、如何に我が国の政治が国家の安全保障に配慮を欠いてきたかの象徴である。この意味では、この25安保戦略の構築は我が国の安全保障政策上、画期的な出来事であり、長期間いびつな形で放置されてきた日本の安全保障態勢に一筋の光明を得たことは大いに評価できる。これにより、我が国は「安保戦略」→「防衛計画の大綱」(国家防衛戦略?)→「中期防衛力整備計画」(軍事戦略?)の戦略的な思考体系を採用することが可能となり、大きく変化する安全保障環境に対応可能な戦略構築態勢を曲がりなりにも整えることができたことは極めて有益と考える。然しながら、同戦略には大きな欠陥がある。

25安保戦略の最大の欠点は我が国の脅威対象(競争相手)を北朝鮮の核兵器以外には明確に定めておらず、中国と言う我が国との領土紛争を抱え、これを核心

的利益に指定、現状変更を強引に推進している国家との関係を極めて曖昧に記述していることにある。(公表を前提とする国家戦略で規定できねば、秘密版が存在すべき) また、この極東安全保障環境において、我が国の採り得る戦略的アプローチについても、思いつく限りのアプローチを羅列しただけにとどまり、どのアプローチに重点(優先順位)を置き、国家資源の優先投資を実施するのか(正に戦略的思考を必要とする部分)については、全く示されていない。従って、同戦略文中に防衛力が安全保障上の最終担保であると記述されてはいるものの全く他の項目との差異は感じられず、現実的にも優先的に国家資源を投入する意思も形跡もない。極論すれば、これでは国家資源を万遍にばらまいているだけであり、これでは、中国等の大国に対抗することは不可能である。

2017年12月、米国は新しい「国家安全保障戦略(NSS:National Security Strategy、以下2017NSS)」を、2018年1月には「国家防衛戦略(NDS:National Defense Strategy、以下、2018NDS)」を発出した。これに鑑みれば、再三再四、日米同盟強化の必要性に言及している我が国の安保戦略が変更されていないこと自体が極めて不自然であると言える。

米国の安保戦略等は中国・ロシアを米国の長期競争相手(仮想敵)とはっきりと記載、特に中国については、「米国の関与政策により、競争相手が無害化または信頼できるパートナーに変化するという幻想に基づく政策」を捨て去る必要性を強調している。しかしながら、25 安保戦略は中国に強い懸念を表明しつつも、中国が「国際社会において協調的な形で積極的な役割を果たすことを期待する」とし、同盟国米国が否定する関与政策を引きずったままである。この政策は、当然、下位戦略足る新大綱にも採用されており、防衛力の整備等に悪影響を与えている。

このように、25 安保戦略の情勢認識と現実の安全保障環境には乖離が大きく、前述した問題点以外にも、以下の4点についても問題を抱えていると考える。

- ① 我が国の防衛体制を整備する上での憲法上の不具合、改正の要否及びこれに対応した自衛隊の法制上の立場・所要規模等、我が国の国家安全保障体制の骨幹をなすべき記述が一切無い。
- ② 専守防衛、非核3原則等、現行体制における政策が機械的に導入されており、現在の安全保障環境の分析、変化(特に北朝鮮の核・ミサイル開発は重大な脅威と表現)に対応した戦略的妥当性が検討された形跡が認められない。
- ③ 日米同盟の強化を至る所で強調している反面、安保戦略の一部でも米国の安全

保障戦略・国防戦略等と整合を図った形跡が無い。

- ④ グレーゾーン事態にシームレスに対応する旨が繰り返し記述されているが、平時における防衛法制上の問題点と、これに関する対応についての記述がほとんど見られない。

この4項目に方向性が見えない限り、我が国の安保戦略は、従来通り軍事的合理性を著しく欠く状態が継続することになり、防衛戦略策定上、大きなハンディを背負い続ける結果となる。前述したとおり、現在の政権は「憲法改正」と「自衛隊の国軍化」を公約して政権に返り咲いた筈であり、この戦略的ビジョンは当然、安保戦略に反映されて然るべきである。

再三述べるが、我が国の安保戦略における最大の欠点は、国家に対する真の脅威を曖昧にしている点にある。この形態は長い間、日本の戦略の下地となっており、既に明確な脅威が存在していたにもかかわらず「我が国の戦略は特定の国家を対象としたものではない」とした「等方位外交（所謂、八方美人）」や「基盤的防衛力」等の構想を生み出し、総花的な防衛戦略の上に立脚してきた。しかしながら、この戦略では外交・防衛努力の重点・方向性が定まらない。過去数十年にわたり、ほぼ一貫して日本の防衛力、防衛費の構成が大きく変化しなかった理由も、ここにあると考える。まずは明確な脅威を認識し、脅威対抗型の戦略を構築する必要がある。

現在、日本に対する脅威を考察すれば、第1に軍事力を急速に拡張、力による現状変更を強引に進める中国、第2に現政権維持を核兵器に託する北朝鮮の2つが脅威であると断じて全く違和感はないものとする。この脅威に対処する上で、強固な日米同盟が必要不可欠であることは自明の理である。同安保戦略が繰り返し、日米同盟の強化を謳っている面は評価するが、前述した通り、同戦略と米戦略等との整合性は乏しく、実態を伴っていないことが大きな欠点である。

同盟国である米国との関係を強化するためには、当然、米国の安保戦略等との自国戦略の整合を図る必要がある。前述したとおり、米国は既に2017NSSと2018NDSを発出、この中で、「中国、ロシアは米国の力、国益に挑戦する修正主義勢力」、「北朝鮮、イランは地域を不安定化する『ならず者国家』」と規定、「米国の関与政策により、競争相手が無害化又は信頼できるパートナーに変化するという幻想に基づく政策を変化させる」必要性を強調している。これは、はっきりと中国を脅威として認識するとともに、これまでの関与政策を否定するものであり、前述した我が国の脅威を考慮すれば、日米の共通の脅威は明白となる。このように我が国の安保戦略

と米国戦略の方向性を合致させることにより、以後、この共通認識に立脚した両国の協議が可能になるものと思料する。米国は 2018NDS において、戦争抑止が破綻した場合は「同盟国とともに相手を不利な立場に追い込み、相手の不利な条件下での戦いを強いる」と記述、同盟国へは自国防衛力の近代化のための投資等を求めている。我が国としては、これに応じて、実質的な防衛力の強化を図り、多方面での米国との防衛協力の推進を図る必要がある。このためには、米戦略と整合を取った新たな安全保障戦略の策定が急務であり、この新安保戦略に立脚した新たな「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」の策定が望まれるところである。この防衛戦略レベルにおいても米軍事戦略との整合が求められることは勿論である。

(3) 米国の軍事戦略と我が国防衛戦略の整合

(ア) 米軍事戦略

本年 5 月、米国の「戦略予算評価センター (CSBA)」が海洋圧迫戦略 (Maritime pressure strategy : 以下、MPS) を提言した。MPS はエアースーバトル (ASB) から始まる対中軍事戦略を、整理・再編したものであり、その要旨は以下のとおりである。

- MPS の戦略目的は、「西太平洋における中国の軍事的侵攻は失敗すること」を中国指導層に理解させ、これを抑止すること
- インド太平洋地域における中国の短期・奇襲的な侵攻に対する「既成事実化」を排除する。
- 上記、戦略目的達成のための作戦構想として「インサイド・アウト防衛 (Insider-Out Defense)」を採用
- インサイド部隊は第 1 列島線上及びその内側に配備された部隊であり、陸軍・海兵隊を主体とし、高度な抗堪性を保有する精密打撃ネットワーク (含む電子戦等のマルチドメイン) を構築する。
- インサイド部隊の任務
 - ・ グレーゾーン事態への対応
 - ・ 中国の攻撃予兆の発見・警報
 - ・ 中国の軍事侵攻に対応する初期抵抗線
- アウトサイド部隊は主として海・空軍で構成され、米軍主力を構成する。
- アウトサイド部隊の任務
 - ・ インサイド部隊の増強、支援

- ・ 第2列島線に縦深性のある防衛ラインを構築
- ・ インサイド部隊のバリア破綻部への予備兵力
- 水中戦（潜水艦・機雷）は同戦略遂行上、必須の戦力であり、インサイド・アウトサイド双方で活用（●：筆者の米国訪問時の聞き取り）
- 中国本土攻撃の可能性は否定しないものの、その実施はASBに比して遥かに慎重、従って対中戦は長期戦を覚悟。

この戦略に基づき、米国は既に着々と動き始めている。

本年2月、米国は中距離核戦力全廃条約（以下、INF条約）の破棄をロシアに通告、陸上発射型中距離弾道弾、巡航ミサイル配備への道を開いた。同弾道弾等は、その射程（500km～5500km）に鑑みれば、米本土から運用する性格の兵器ではない。前述したとおり、米国は国家戦略等で明白に中国、北朝鮮を脅威と認識しており、この両国は米露がINF条約の制限に囚われている間に、中距離弾道弾の寡占的な地域優位を確立したことに鑑みれば、米国の再建する中距離戦力の投射対象が、この2国であることは明らかである。つまり、米国は、この中距離戦力（各種陸上発射型弾道弾・巡航ミサイル、当然、状況により核戦力を含む）を第1、第2列島線上に配備することを目標としていることは明白であり、当該第1列島線には勿論、我が国も含まれる。否、中国、北朝鮮の戦略的正面に位置する我が国への展開が最も喫緊かつ必要とされる場所である。

また、台湾防衛の強化にも着手、2017年6月にはオバマ政権が凍結していた14.2億ドルの軍事供与、潜水艦に関する商談を解禁するとともに、同年12月及び本年7月と立て続けに約20億ドル規模の軍事供与（フリゲート艦、MIA2戦車、各種ミサイル等を供与）を承認している。これらは全てが、第1列島線の強化を目指していることは一目瞭然である。

これに鑑みれば、MPS構想は一政府機関が提示した単なる提案ではなく、現実の戦略基盤として米国が、その具現化にまい進していることは明白であり、同盟国たる我が国としても、それに対応した防衛戦略の早期構築と防衛力整備及び新たに展開する米軍部隊の受け入れ態勢が必要となることは言うまでもない。

(イ) 新大綱・新中期防

周知のとおり、昨年12月、新大綱、引き続き新中期防が策定された。本大綱と中期防はともに25安保戦略整定後に策定された2番目の大綱・中期防となる。つまり、前大綱・中期防が策定されて5年間の劇的な安全保障環境の変化を分析・考

慮していない旧態然とした安保戦略を上位戦略として受け継いでいることになる。

しかしながら、新大綱・中期防においては中国に対し初めて、その近接阻止/領域拒否（以下、A2/AD）戦略に言及、これと並行して中国による「力を背景とした現状変更」措置と軍事活動に対する記述を進め、僅かながらも脅威対象を明らかにしていることは大いに評価できる。

また、新大綱においては、宇宙・サイバー・電磁スペクトラムといった新たな領域に注目、従来の陸・海・空の領域における能力と融合、相乗効果により能力の増幅を図る領域横断（クロスドメイン）により我が国の防衛を全うするとして「多次元統合防衛力」なる概念を創出、平時からグレーゾーン事態に対応、有事の攻撃を阻止・排除する旨を記載、島嶼部を含む我が国に対する攻撃には機動展開により海上優勢・航空優勢を確保するとしている。毎回、創出される造語（前大綱は「統合機動防衛力」）は結構であるが、新領域に注目している面と従来ほとんど顧みられなかった弾薬の整備に言及している面についても大いに評価できる。（これらはMPSを見据えた米国の要請が反映されたものと思料する。）

然しながら、問題点もある。まず、第1に上位戦略たる安保戦略が変更されていないため、中国に対する関与政策等が、そのまま反映されており、同盟国と歩調を合わせるうえで難があること及び「海上・航空優勢を確保する。」とあるが、前述したとおり、脅威が明白でないため、どこの脅威に対して優勢を確保するのか全く不明、よって整備戦力算定不能の状態にある。（脅威が北朝鮮のみなら、その通常戦力は特殊戦、サイバー戦能力を除き問題外）また、この戦力を構築するための防衛費の増額については、ほとんど顧みられず、新中期防における予算額は前中期防からわずか数%程度上積みされた27兆4700億円－節減分1兆9700億の25兆5000億円（前中期防防衛予算23兆9700億－節減分7000億=23兆2700億）が計上されたのみである。この予算額では新大綱・新中期防の達成は不可能である。

筆者は5年前の26中期防においても節減分の7000億円について算出根拠が不明確であり、26中期防は、この7000億を減じるどころか、全て投入しても目標とする防衛力の達成は不可能と記述した。（「安全保障を考える」第709号：H26.6.1）防衛省の公刊資料によれば、26中期防は装備品取得の効率化により7710億円の縮減を達成したとされたが、同期間中の実質的な防衛関係費は当初予算ベースで25兆2700億円（政府専用機導入経費を除く）（中期防最終年度の防衛力整備：立法と調査 No397参照）+節減分を優に上回る補正1兆2200億円の総計26兆4900億円

となり、この額でも 26 中期防は 100%達成に程遠い状態である。数々の新機軸を伴う 31 中期防がこの計画額では達成不可能と言明したことが理解して頂けると考える。なお、近年、補正予算による防衛関係費の補てんが大きな部分を占めている（これにより、自衛隊は恩恵を受けてはいる）が、本来、補正予算とは当該年度に編成されるか否かさえ不明の予算であり、計画的な防衛力整備の一部を当該予算に依存する態勢には疑問を感じざるを得ない。

前述した事実に鑑みれば、誰が考えても最早、GNP 比 1%程度の防衛予算では我が国の防衛を全うできないことは明らかである。

防衛戦略は国家の基本戦略であり、言葉の遊びではない。作成した以上は、ある程度の責任をもって、その達成に尽力すべきである。前記した状態では、如何なる戦略を考え、如何なる結論を導出しても既成化された予算額の範囲という制約が付きまとい最終結果は同じこととなる。勿論、国家資源には限りがあり、防衛に対する支出にも限度があることは理解できる。仮に現在の防衛支出が国家としての限界であれば、受け入れざるを得ない。しかし、そうであるなら 25 安保戦略も新大綱も単なる画餅である。もし、これが財政限界であるなら、この財政的な制約を各戦略にフィードバックし、この財源の範囲で効果的、かつ実現性のある戦略を再検討することが必要不可欠であると思料する。

現在、NATO 諸国は GDP 比 2%以上の防衛努力を実施することを相互に確認している。我が国の財政状況は承知しているが、それは大同小異どの国も同じである。

新大綱・新中期防は、それなりによく検討されており、米国製兵器の購入在りきに重点が指向されている面はあるが、米国兵器の優秀性とインターオペラビリティの観点に鑑みれば、ある程度仕方がない面もある。しかしながら、買い物計画としての完成度は兎も角も、戦略的な思考面から考えれば全く不十分である。米国の MPS が公表された以上、我が国の防衛戦略は MPS との整合が必要となる。米国製兵器の購入は、この戦略遂行の有効なツールを入手できるが、それだけでは国家の防衛は出来ない。米国からの要請分のみならず、我が国が自主的かつ能動的に防衛力の効果的な運用を見据え、実施する施策と、それに充当する防衛力の構築構想が不可決となる。「新大綱」「新中期防」にあっては、この部分への配慮が著しく不足している。すなわち南西諸島における自衛隊の長期継戦能力（修理・整備及び補給能力等）、防御施設・インフラ等の抗堪性の向上及び島嶼間の機動能力並びに米国のアウトサイド部隊の来援可能態勢を早期に整え、これを招致できる能力等にほとん

ど意が払われていない。このため、同中期防における我が国の護衛艦、輸送艦等の国内調達には貧弱なローエンド装備に終始、予算不足により補用部品等は低下、現地部隊は現有装備の稼働率低下に苦慮している。これは我が国自身が自主的に強化する防衛態勢面にほとんど防衛予算が充当されていないためである。前述したとおり、防衛力整備は米国の要求を受け入れればそれで終わりではない。我が国も独立国である限り、自主的に米軍事戦略を分析し、これに対応・貢献する防衛戦略と自主戦力の構築を導き出す必要があり、この意味では着手早々ではあるが、新しい安保戦略の策定・改訂とこれを受けた大綱・中期防の早期更新・改訂及び防衛生産・技術基盤戦略の更新が望まれる。

前述したとおり、米国はMPSの中で中国本土への打撃については慎重に考慮すべきとしている。これは、同戦略が長期戦になる可能性を明白に示唆している。長期戦を戦うためには、自国の防衛産業の維持、活性化も必要である。この意味では、「新大綱」「新中期防」とともに経費の裏付けが甚だ貧弱であり、前述したとおり、防衛予算の拡充は必至の情勢と思料する。中国・北朝鮮という現実の大きな脅威が目の前に存在する我が国においては必要なものを早急に整備する必要があり、このためには米国が求めるGDP比2%程度の防衛予算は最低限必要不可欠なものと考えられる。

余談ではあるが、新中期防におけるF-35Bの導入、艦載化と、これに伴う護衛艦「いずも」の改修がマスコミ等で大きな話題となっている。これに対して、「専守防衛」の立場から空母の保有は許されないとか、「いずも」は常時F-35Bを運用するのではなく戦闘機の柔軟な運用、緊急事態の安全性を確保する意味からの一時的な使用であり「攻撃型空母」ではなく、憲法上保有を禁じるものではないとか論議がなされている。これらの議論は、全く不毛である。そもそも「専守防衛」などという軍事的概念は存在せず、兵器に厳密な攻撃用、防御用の区分もない。我が国を取りまく安全保障環境が劇的に変化したからこそ戦闘機の艦載化が必要になったとどうして言えないのか？艦載機を運用するためには、F-35Bを一時的に搭載して終わりではない。常統的な訓練が必要である。また、それに付随する整備員・管制員等の艦上訓練も必須と言える。この種兵力を運用するためには、常統的な訓練を伴わない一時的な使用など安全性保持の観点からも無謀極まりなく、軍事を無視した発想と言える。過去の憲法解釈に合致させるための詭弁に近い政治的な論理を展開している余裕はわが国には最早ないはずである。不毛な議論のしわ寄せは全て現場の自衛官に波及する。当然ながら、自衛官も国民であり、平時戦時を問わず、その安全を最大限確保する努力を行

うことは国家の義務である。憲法に縛られて国民・自衛隊員への安全に対する配慮が軽視されているのではないか？疑問を呈する次第である。

(4) 核抑止戦略

我が国にとってはタブーに近いが、安保・防衛戦略の骨幹は核戦略にある。我が国周辺における安全保障環境についての最も大きな変化は大量破壊兵器の拡散と、その運搬手段たる弾道ミサイル技術の拡散にある。特に、北朝鮮による同兵器の保有は、その挑発的な言動と併せて極東の安全保障環境を深刻化させており、中国においても核戦力、短・中距離弾道弾の整備ペースは加速している状態にある。周知のとおり、我が国に対する北朝鮮の核の脅威は既に十数年前から存在しており、急変したのではない。本来、我が国は、この時点での核脅威に対応して真っ先に核戦略を見直す必要があったにもかかわらず、25 安保戦略においても「非核 3 原則」の一言で片づけ、全くの思考停止状態に置いたままである。

核抑止には 2 つの形態がある。一つは懲罰的抑止つまり核報復攻撃機能の保有により相手に核の使用を思い留まらせるものであり、いま一つは拒否的抑止としてのミサイルディフェンス (BMD)、敵基地攻撃等の核防御機能が含まれる。しかしながら、拒否的抑止の概念は、その戦略を実施する国家が確固とした有効性が保障された核戦力を保有していない限り有効に機能することは在り得ない。つまり、核防御は、先ず核の使用を思い留ませる機能、懲罰的抑止機能が最も重要であり、この存在が前提かつ絶対の条件となる。近年、核兵器の使用を通常戦争の延長と考える国家 (ロシア、中国) が出現するとともに、米本土には影響を与えない核兵器運搬手段の大量出現、独裁国家による国益概念の相違 (北朝鮮) による核閾値の低下が懸念され、従来の米国による核拡大抑止機能が低下していることが危惧されている。

本年 5 月以降、北朝鮮がロシア製イスカデル (高度な機動性を有する短距離弾道弾であり、既存の BMD では要撃困難と言われている。) に類似した短距離弾道弾を立て続け発射した際、米ポンペオ国務長官は「同弾道弾は ICBM ではなかった。」と発言、ICBM でなければ (米国に届かなければ) 問題ないとの認識を示した。これは我が国にとってゆゆしき事態である。また、これも非公式発言とは言え、トランプ大統領は再三再四「日本は核武装すべき」と発言している。これに鑑みれば、最早、米国による核拡大抑止は既に破綻しているのではないのか？との疑問を呈するのは筆者ばかりではないと考える。(現に、2015 年、我が国で講演したペンシルバニア大学のウォールドロン教授 (米国際評価センター副所長) は米国の核の傘は幻想であることを明言、

日本に英仏と同様に必要最小限の核戦力の保有を提言している。)

前述した情勢に対応するためには、核兵器を手元に置き、相手の攻撃が核戦力に直接脅威を与える状況を作為するしかない。すなわち、核兵器を日本本土に配備展開することにより、核攻撃に対し核兵器による反撃を受ける信憑性を高める以外に懲罰的抑止機能は確保できないと考える。まずは速やかに「持ち込ませず」を変更し、米国の戦域核を国内展開させることにより、「懲罰的抑止」能力を確立、そのあと、核兵器の共同管理形態、独自の核戦力構築等については米国と協議・連携の上、段階的に整備していくことが適当と考える。

次に拒否的抑止機能について考察する。拒否的抑止機能として現状考えうるのはミサイルディフェンス（以下、BMD）と敵基地攻撃機能となる。

BMDについては我が国にはイージスシステムから発射する SM-3 と PAC-3 の 2 種のミサイルが存在する。このうち PAC-3 は改良型の配備がすすめられているものの、大気圏内で迎撃を実施するシステムであるため、迎撃可能時間が短く、ある一定以上の再突入速度で落下する弾頭には対処不能である。また、迎撃範囲も狭く、ほとんど迎撃部隊配備点への直撃に近い弾頭にしか対処できない。

イージスシステムを利用して迎撃する SM-3 は弾頭を宇宙空間で迎撃するシステムであり、現在、進化を続けており、迎撃高度は約 1000Km まで延伸することが期待されている。このため迎撃可能範囲は極めて広く、イージス艦数隻で日本全土のカバーが可能である。このシステムは地上配備も可能であり、イージスアショアとして日本政府も導入を決定したことは周知のとおりである。しかしながら、イージスは非常に高精度な武器システムであり、それだけに高価である。従って、その整備数は限定される。また、同システムの対処能力といえども限界があり、現状、核弾頭と通常弾頭を区分する能力は無く、飽和攻撃には対応できず、それに加えて、潜水艦から発射される SLBM については同システムで対処する対象とはなされていない。つまり、この高価なシステムにおいても確実に核弾頭を撃破できる保証はないということになる。防衛省は、この高価なイージスアショアを BMD 任務のみに充当する方針であると聞き及んでいるが、全くのナンセンスである。イージスシステムの特徴はその進化にある。同システムは BMD と並行して高度な防空機能を提供する。新型の SM-6 ミサイルは CEC 機能をフル活用して巡航ミサイルを含むあらゆる経空脅威は勿論、対艦攻撃も可能であることに鑑みれば、この種能力は我が国に必要不可欠である。この高価なシステムの費用対効果を考えれば、運用の柔軟性確保は必須の事項である。また 40 年以

上前の如く世界最強の戦闘爆撃機を入手しながら爆撃照準装置・空中給油装置を外すような愚を犯すことがないか危惧する次第である。

一方で、核兵器を運搬する手段を叩く上で最も効果的な手段が、その基地機能を奪うことにあることは議論の余地はない。敵基地を攻撃すれば、発射手段を局限できるため、イージスの対処する弾頭数を減少させ、同システムの有効性も高まる結果となる。「敵基地攻撃」については、新大綱・新中期防においてスタンド・オフ防衛能力という形で記載された。しかしながら、相手も、この種の攻撃に対抗する手段として発射基地の欺瞞・秘匿及び発射機に機動性を待たせる等の措置を実施しており、これらのリアルタイムな位置情報を平時から正確に入手する必要がある。現状、この種能力にも我が国は大きく立ち遅れている。よって、最も現実的な方法はターゲッティングは米軍に依存し、我が国は長距離誘導弾・弾道弾のみを整備、攻撃を実施することが当面の対策としては有効と考える。この場合、誘導弾によって日本本土から北朝鮮等を攻撃するためには当該距離を飛翔するため、かなりのタイムラグを生じる結果となる。このため、当該誘導弾を各種ビークルに搭載し、出来る限り北朝鮮に近接した地点から攻撃することが求められるとともに飛翔時間の短縮が必須となる。この要求に鑑みれば、我が国独自の弾道弾整備（米国からの調達も含め）及び潜水艦搭載の対地攻撃能力の保有が必須となる。弾道弾の飛翔速度は極めて速く、また、潜水艦搭載誘導弾は相手の領域近くから（要すれば領域内からも）奇襲的に発射することが可能であり、当然飛翔距離の短縮が期待できるとともに、潜水艦の場合は、その特性上、相手国近傍における長期哨戒が可能であるという利点も有する。（潜水艦発射型弾道弾の選択肢も有効。）

また、同基地が北朝鮮の戦略通常潜水艦（既に1隻が建造中）と置き換えられる可能性もあり、これに鑑みれば、潜水艦は敵基地（含む戦略潜水艦）攻撃に最適のビークルと言える。潜水艦建造技術に立ち遅れている北朝鮮戦略潜水艦は味方威力圏（黄海等）を行動せざるを得ず、同じ通常動力潜水艦で、これを追尾・撃破するには、その行動能力、探知能力（潜水艦を効果的に探知するにはソナーに膨大な電力投入が必要）に限界があり、原子力潜水艦の保有についても視野に入れた検討が実施されるべきである。北朝鮮の脅威に限らず、中国も水中戦の分野においては未だ米同盟側に後れをとってはいるものの、原子力潜水艦の増勢は急ピッチで進められている。潜水艦を使用した水中戦は米国が最も重視している分野であり、潜水艦はインサイド防衛はもとより、アウトサイド部隊に対して、その来援可能態勢を確立する上で効果的な戦

力である。今後の安全保障環境を見据えた「水中優勢確保」の為、早期に原子力潜水艦の保有を視野に入れた先行研究が強く望まれるところである。

3 おわりに

前述したとおり、我が国を取り巻く安全保障環境は刻々と深刻化している。

我が国は7月1日、安全保障上の理由により、対韓国輸出規制に踏み切った。前々から韓国に対しては対北朝鮮制裁規定を履行していないとの疑いがあり、米国との間で不協和音が生じていたところである。当初、今回の輸出規制については、我が国が徴用工問題等で条約を履行しない韓国に対し、珍しく報復措置を発動したものと考えたが、安全保障上の理由と聞いて、背後に米国の要請があった可能性は極めて高いものと考えている。韓国はこの措置に慌てふためき、米国に仲裁を打診しているようであるが、当然ながら、米国の動きは極めて緩慢である。これは、米国が現韓国政府を見限りつつあることを暗示していると考えられる。このことは、最悪の場合、米同盟側の防衛線が対馬海峡西水道（朝鮮海峡）まで後退することを意味し、この場合、日本が対中、対韓半島、対露いずれの正面においても、その最前線に立つことを意味する。日本にとっては戦慄すべき事態と言えらる。

現在の日本には、これまでの安全保障体制を抜本的に改革し、米国の同盟国として効果的に機能できる新しい安全保障環境への迅速な対応が求められている（強要されている）、早急に国家安全保障戦略も含めて、日本の戦略姿勢を再構築する必要があるものと思料する。

[筆 者 紹 介]



矢野 一 樹 (やの かずき)

防衛大 (22期 電気工学) 卒

米国国防大学修士 (国家資源管理)

16年3月海将補 舞鶴総監部幕僚長

潜水艦隊幕僚長

防衛大学訓練部長

大湊総監部幕僚長

海幕装備部長

23年3月海将 潜水艦隊司令官

25年8月 退職